

聴覚障害者制度改革推進中央本部 御中

聴覚障害者福祉施策に関する公開質問状の回答

回答日：2013年7月16日

政党名：社民党

1. 障害者総合支援法について

障害者総合支援法は、障害者自立支援法の看板の書き換えで応益負担の仕組みを残しています。障害程度区分を廃止し本人のニーズにあったサービスにすること、利用者負担は原則無料にすることなど、総合福祉部会の骨格提言を実現していくことが重要です。地域生活支援事業に位置付けられている「意思疎通支援事業」を、自立支援給付に移行させて予算を確保し、地域間格差をなくすべきです。

2. 障害者総合支援法における都道府県・市町村等の意思疎通支援事業について

改正障害者基本法によって、「地域社会における共生、言語（手話を含む）等の意思疎通手段の選択の機会の確保」が基本原則に示されたことは、大きな前進です。

また、障害者総合支援法において、「意思疎通支援事業」を都道府県事業に位置付けるべきだと考えます。そのためにも、厚労省と全日本ろうあ連盟等が協議を重ねられているモデル要綱、ガイドラインを実施していくことが大切だと考えます。

3. 行政サービスのアクセシブルな利用について

行政サービスを聴覚障がい者が活用できるようにするためには、行政機関における情報アクセスの保障が非常に重要です。自治体職員、相談員の専門員の専門性を高めるためにも手話の研修などを充実し、人材の育成をはかるべきです。

4. インターネット選挙運動について

4-1) について

今回からインターネット選挙が解禁されます。さらに、聴覚障害者にとって重要なFAXやメールによる選挙運動を実現できるよう引き続き検討していきます。

4-2) について

各自治体の派遣要綱を点検、是正し、選挙や政治活動への手話通訳や要約筆記の派遣を可能にします。

5. 政見放送、選挙時の情報保障について

5-1) について

政権放送への手話通訳・字幕付与について、候補者を選ぶ権利、参政権を行使する

ための情報入手に関する公平性の観点から、衆参両院で協議し統一すべきです。

5-2) について

政見放送の手話通訳配置、選挙公約の音訳など、最大限の情報保障を実施しています。

6. 障害者差別解消法について

障害者差別解消法の成立は当事者の運動の成果であり大きな前進です。「合理的配慮の提供」は行政機関等については義務規定です。各行政機関が、まず、障害者の情報アクセスやコミュニケーションのニーズを把握し、法の施行までに環境整備を整えます。事業者については努力義務ですが、啓発が必要です。また、相談・紛争解決の体制については、既存の相談、紛争解決の制度の活用のみならず、新法を実行するにふさわしい体制を整えるべきです。

7. 障害者雇用促進法改正について

障害者差別解消法と歩調を合わせ、雇用の分野における障害者に対する差別の禁止、障害者が職場で働くに当たっての支障を改善するための措置（合理的配慮の提供義務）、精神障害者を法定雇用率の算定基礎に加える等、障害者雇用促進法の改正を評価しています。手話協力員制度、ジョブコーチ、パーソナルサポートなど、障がい当事者に寄り添った事業を拡充すべきだと考えます。

8. 情報・コミュニケーションを保障する法律・制度の必要性について

情報・コミュニケーションは生きるための権利です。また、すべての障害者の社会参加を保障するという意味で、情報・コミュニケーションを保障する法律・制度が必要です。政策決定、また情報アクセシビリティを確立させるための環境整備の現場に、当事者が積極的に参画することにより実現を図っていきます。

9. その他

「私たち抜きに私たちのことを決めないで」。この言葉は共生社会の原点であると考えます。「専門知識の独占」に対して利用者が主体的に影響力を行使し、専門集団と連帯して行政やサービス実施者と協働で取り組む“利用者民主主義”を育てていくことが重要だと考えます。

(以上)